

参 考 资 料

社会保障審議会生活保護基準部会報告書の概要

平成 25 年 1 月 18 日
社会保障審議会生活保護基準部会

1. 基準部会の役割と検証概要

(1) 基準部会の設置

- 生活扶助基準は、生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成 16 年）において、一般低所得世帯の消費実態と均衡が図られているか 5 年に一度検証を行う必要があるとされた。
- 生活扶助基準に関する検討会（平成 19 年）に引き続き、平成 23 年に常設部会として生活保護基準部会を設置し、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案しながら検証を実施。

(2) 今回の検証方法に至る経緯と今回の部会の役割

- 今回、本部会としては、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、様々な世帯構成に展開するための指数について検証を行った。

(3) 検証方針と検証概要

- 平成 19 年検証の報告では、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当であると指摘されている。
- 今回の検証においては、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として年間収入階級第 1・十分位層を設定した。
- その上で、これまでの水準の検証における考え方もふまえ、仮に第 1・十分位の世帯の全てが生活保護を受給した場合の平均が均等であるという条件のもとに、体系並びに級地に係る消費の実態を反映した水準と現行基準額の水準の相対関係を評価している。

2. 検証に使った統計データ

- 検証では「平成 21 年全国消費実態調査」の個票データを用いた。
- 第 1・十分位の世帯を用いた理由は以下のとおり。
 - ① 生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが現実的であると判断したこと
 - ② 平均消費水準は、中位所得階層（第 3・五分位）の約 6 割に達していること
 - ③ 必需的な耐久消費財の普及状況が、中位所得階層と比べて概ね遜色なく充足されていること
 - ④ 全所得階層における年間収入総額に占める第 1・十分位の構成割合はやや減少傾向ではあるものの、高所得階層を除くその他の十分位の傾向をみても等しく減少しており、特に第 1・十分位が減少しているわけではないこと
 - ⑤ OECD の国際的基準によれば、第 1・十分位の大部分は相対的貧困線以下にあることを示していること
 - ⑥ また、各十分位間のうち、第 1・十分位と第 2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること

3. 検証手法

(1) 生活扶助基準の体系（年齢・世帯人員）

ア 年齢階級別の基準額の水準

- 今回の検証では 10 代以下の複数人世帯のデータも用いて、10 代以下も含めた各年齢階級の消費水準を計測できるよう回帰分析を採用。

イ 世帯人員別の基準額の水準

- 第 1 類費相当支出及び第 2 類費相当支出ごとに、各世帯人員別の平均消費水準を指数化し、現行の基準額と比較した。

(2) 生活扶助基準の地域差

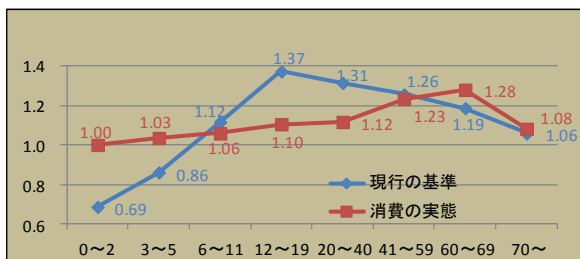
- 平成19年検証の考え方をういて集計データより直接平均値を求め、各級地別に1人当たり生活扶助相当の平均消費水準を指数化したものと、現行の基準額と比較した。

4. 検証結果と留意事項

(1) 検証結果

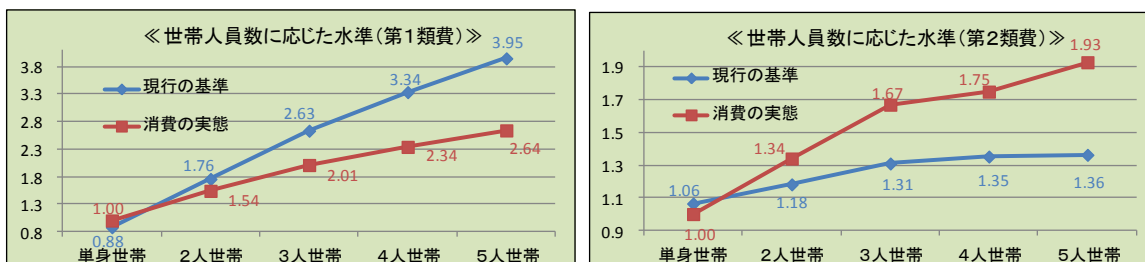
ア 年齢階級別（第1類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態とは、各年齢階級間の指数に乖離が認められた。



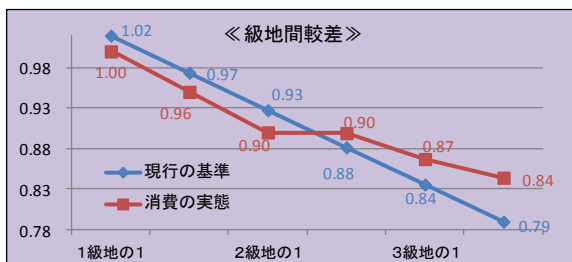
イ 世帯人員別（第1類費及び第2類費）の基準額的水準

- 第1類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が、第2類費と消費実態の指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。



ウ 級地別の基準額的水準

- 消費実態の地域差の方が小さくなっている。



エ 年齢・世帯人員・地域の影響を考慮した場合の水準

- 現行の基準額（第1類費、第2類費、冬季加算、児童養育加算、母子加算）と検証結果を完全に反映した場合の平均値を個々の世帯構成別にみると、現行の基準額に対する各要素の影響は次のとおり。世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の組み合わせにより、各世帯への影響は様々である。

	年齢	世帯人員	地域	合計
夫婦1人	△2.9%	△5.8%	0.1%	△8.5%
夫婦2人	△3.6%	△11.2%	0.2%	△14.2%
高齢単身	2.0%	2.7%	△0.2%	4.5%
高齢者夫婦	2.7%	△1.9%	0.7%	1.6%
若人単身(20~50代)	△3.9%	2.8%	△0.4%	△1.7%
母子1人の母子	△4.3%	△1.2%	0.3%	△5.2%

- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、検証結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合はそれらの根拠についても明確に示され

たい。なお、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯へ見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

(2) 検証結果に関する留意事項

- 今回の検証により、個々の世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組み合わせによる生活扶助基準の妥当性について、きめ細かな検証が行われた。
- しかし、これらの組み合わせによる基準の展開の相違を消費実態に合わせたとしても、なお、その値と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯構成によってさまざまに異なる差が生じる。こうした差は金銭的価値観や将来見込みなどは個人により異なり、消費に影響を及ぼす多様な要因により生ずると考えられる。しかし、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析できないことなどから、全ての要素までは分析・説明に至らなかった。
- 今回の手法についても専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これが唯一の手法でもない。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法について一定の限界があることに留意。
- これまで生活扶助基準検証の際参照されてきた一般低所得世帯の消費実態については、第1・十分位の所得分布における動向に留意しつつ、なお今後の検証が必要である。
- 基準額の見直しによる影響の実態を把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。
- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。

5. 勤労控除の在り方及び生活扶助基準におけるスケールメリット等

- 特別控除は、臨時的就労関連経費の補填という目的、役割はすでに終えているとの意見があった。
- 期末一時扶助にもスケールメリットをきかせることは合理的である。

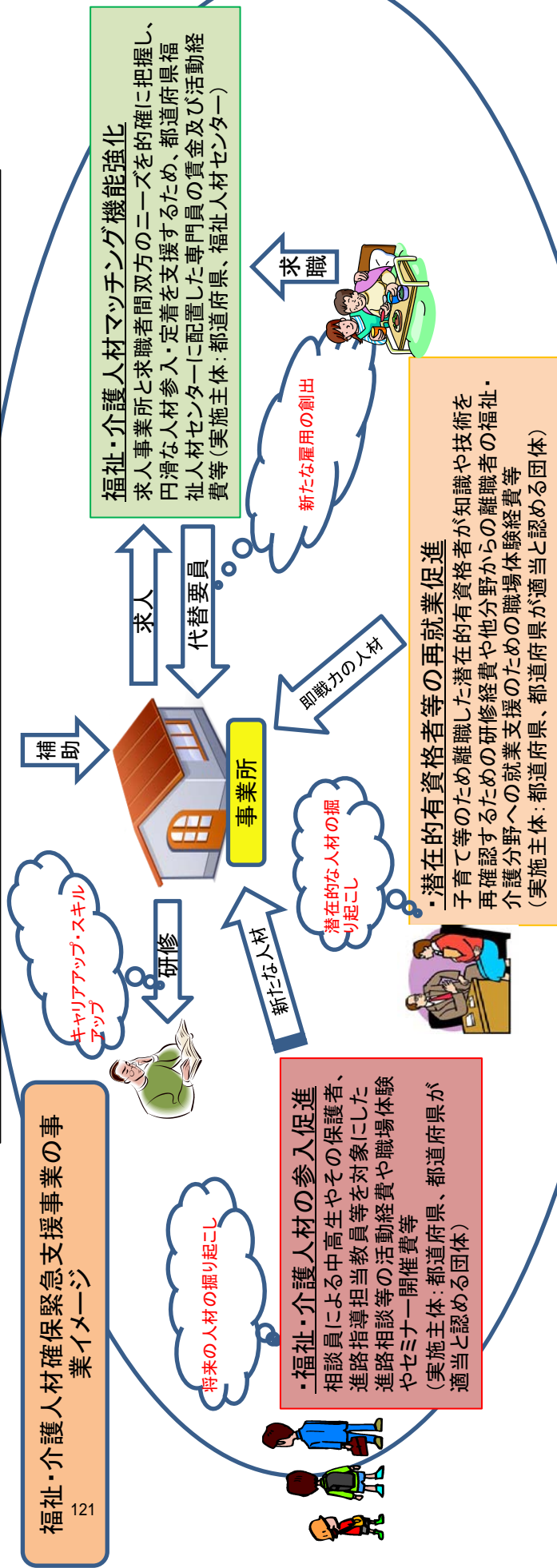
福祉・介護人材確保緊急支援事業

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
 ○よって、緊急雇用創出事業臨時交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



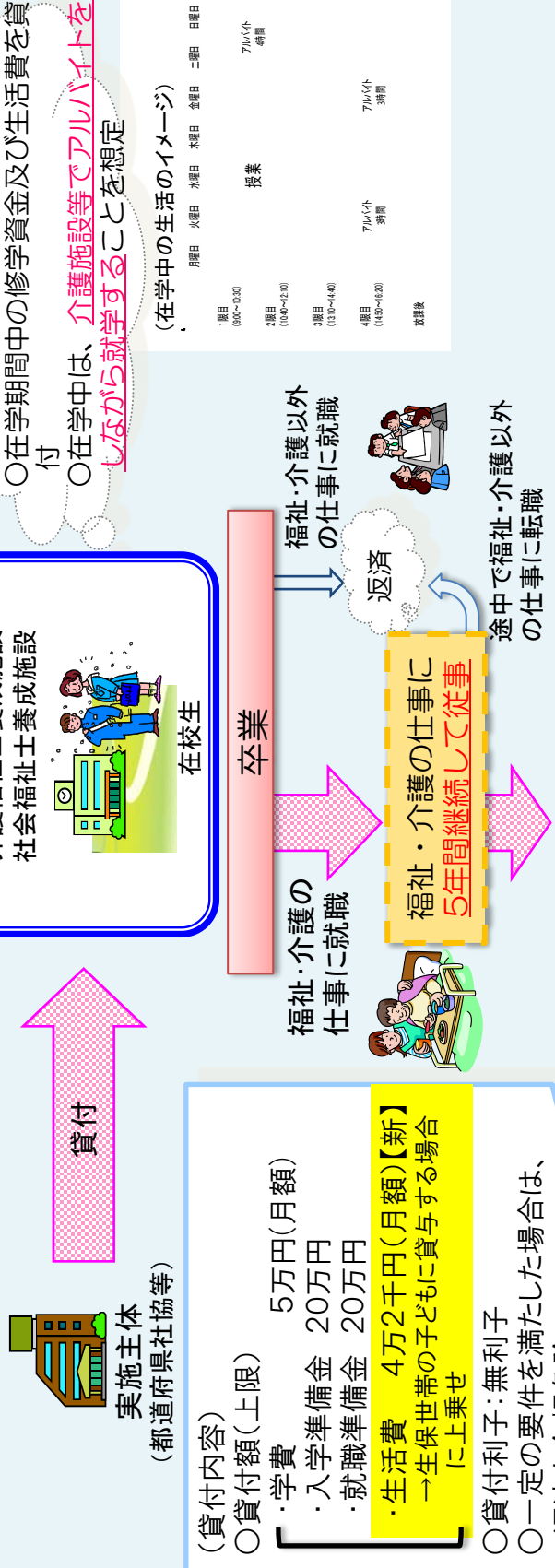
効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 81億円

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士養成施設等の入学者に対し修学資金の貸付を行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保する。
- また、家庭の経済格差が子どもへの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専門学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
- 貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設等への就学を希望する場合には、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を上乗せする貸付内容の拡充を行う。

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



(貸付内容)

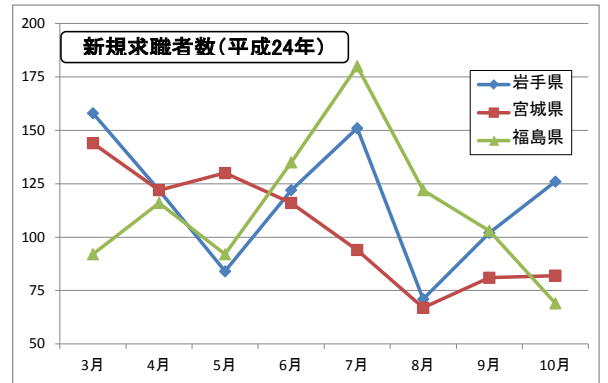
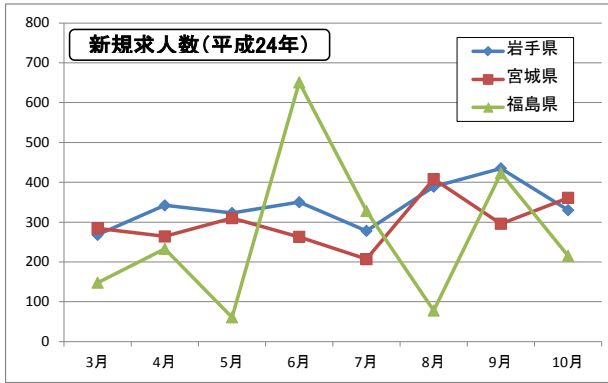
- 貸付額(上限)
 - ・学費 5万円(月額)
 - ・入学準備金 20万円
 - ・就職準備金 20万円
 - ・生活費 4万2千円(月額)【新】
→生活保護世帯の子どもに貸与する場合には上乗せ
- 貸付利子：無利子
- 一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除

借り受けた修学資金の返済を全額免除

※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

被災3県の求人・求職動向

(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	268	342	323	350	278	389	435	330
宮城県	284	264	310	263	207	408	296	361
福島県	148	233	61	651	328	78	423	215
全国計(被災3県除く)	13,747	12,909	14,806	18,021	17,997	17,750	19,356	17,502

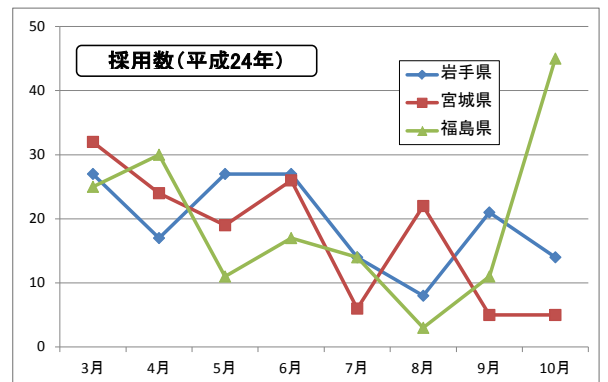
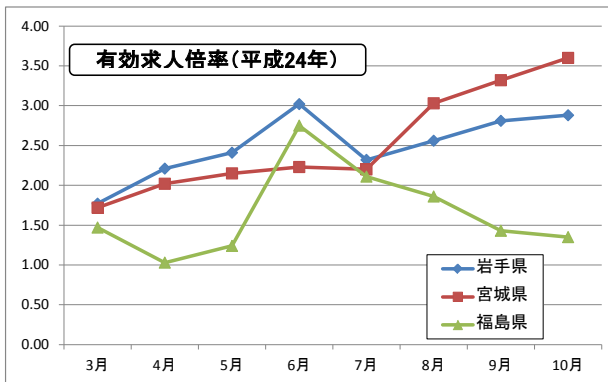
新規求職者数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	158	122	84	122	151	71	102	126
宮城県	144	122	130	116	94	67	81	82
福島県	92	116	92	135	180	122	103	69
全国計(被災3県除く)	5,839	7,388	6,564	6,164	7,097	6,321	5,782	6,473

新規求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	146	131	123	302	342	235	439	423
宮城県	99	101	144	141	171	227	372	296
福島県	85	59	48	274	252	222	216	577
全国計(被災3県除く)	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412

新規求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	72	137	93	121	147	104	72	116
宮城県	72	77	94	74	45	65	67	103
福島県	84	93	75	38	47	69	89	62
全国計(被災3県除く)	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	83.6%	161.1%	162.6%	15.9%	-18.7%	65.5%	-0.9%	-22.0%
宮城県	186.9%	161.4%	115.3%	86.5%	21.1%	79.7%	-20.4%	22.0%
福島県	74.1%	294.9%	27.1%	137.6%	30.2%	-64.9%	95.8%	-62.7%
全国計(被災3県除く)	20.1%	22.9%	28.4%	29.4%	18.3%	20.7%	20.6%	13.6%

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	119.4%	-10.9%	-9.7%	0.8%	2.7%	-31.7%	41.7%	8.6%
宮城県	100.0%	58.4%	38.3%	56.8%	108.9%	3.1%	20.9%	-20.4%
福島県	9.5%	24.7%	22.7%	255.3%	283.0%	76.8%	15.7%	11.3%
全国計(被災3県除く)	17.9%	35.6%	42.0%	15.9%	37.9%	8.5%	26.7%	46.4%



有効求人倍率(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	1.77	2.21	2.41	3.02	2.32	2.56	2.81	2.88
宮城県	1.72	2.02	2.15	2.23	2.20	3.03	3.32	3.60
福島県	1.47	1.03	1.24	2.75	2.11	1.86	1.43	1.35
全国計(被災3県除く)	1.68	1.91	1.94	2.23	2.31	2.30	2.37	2.30

採用数(24年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	27	17	27	27	14	8	21	14
宮城県	32	24	19	26	6	22	5	5
福島県	25	30	11	17	14	3	11	45
全国計(被災3県除く)	1,649	951	846	570	593	697	613	884

有効求人倍率(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22
宮城県	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70
福島県	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45
全国計(被災3県除く)	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58

採用数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	13	5	20	11	16	6	20	20
宮城県	9	4	10	11	25	8	6	10
福島県	3	3	4	9	2	2	2	1
全国計(被災3県除く)	1,522	839	708	520	563	677	679	780

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	175.7%	177.1%	183.3%	153.2%	49.0%	69.4%	40.3%	29.7%
宮城県	147.6%	194.8%	288.7%	247.8%	181.9%	197.5%	108.4%	111.7%
福島県	145.3%	95.5%	201.1%	188.5%	49.6%	-3.5%	-17.0%	-45.0%
全国計(被災3県除く)	44.0%	75.2%	74.8%	76.6%	54.3%	51.1%	50.4%	46.0%

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	107.7%	240.0%	35.0%	145.5%	-12.5%	33.3%	5.0%	-30.0%
宮城県	255.6%	500.0%	90.0%	136.4%	-76.0%	175.0%	-16.7%	-50.0%
福島県	733.3%	900.0%	175.0%	88.9%	600.0%	50.0%	450.0%	4400.0%
全国計(被災3県除く)	8.3%	13.3%	19.5%	9.6%	5.3%	3.0%	-9.7%	13.3%

[参考資料5]福祉避難所の指定状況について(平成24年9月30日現在)

都道府県名	調査時点	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	年度	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	平成24年9月末	179	47	26.3%	25滋賀	平成24年9月末	19	11	57.9%
	平成23年3月末	179	28	15.6%		平成23年3月末	19	8	42.1%
2青森	平成24年9月末	40	10	25.0%	26京都	平成24年9月末	26	22	84.6%
	平成23年3月末	40	5	12.5%		平成23年3月末	26	14	53.8%
3岩手	平成24年9月末	33	10	30.3%	27大阪	平成24年9月末	43	28	65.1%
	平成23年3月末	34	12	35.3%		平成23年3月末	43	26	60.5%
4宮城	平成24年9月末	35	22	62.9%	28兵庫	平成24年9月末	41	29	70.7%
	平成23年3月末	35	24	68.6%		平成23年3月末	41	23	56.1%
5秋田	平成24年9月末	25	11	44.0%	29奈良	平成24年9月末	39	13	33.3%
	平成23年3月末	25	4	16.0%		平成23年3月末	39	11	28.2%
6山形	平成24年9月末	35	6	17.1%	30和歌山	平成24年9月末	30	18	60.0%
	平成23年3月末	35	5	14.3%		平成23年3月末	30	13	43.3%
7福島	平成24年9月末	59	12	20.3%	31鳥取	平成24年9月末	19	8	42.1%
	平成23年3月末	59	7	11.9%		平成23年3月末	19	5	26.3%
8茨城	平成24年9月末	44	17	38.6%	32島根	平成24年9月末	19	12	63.2%
	平成23年3月末	44	11	25.0%		平成23年3月末	21	4	19.0%
9栃木	平成24年9月末	26	11	42.3%	33岡山	平成24年9月末	27	11	40.7%
	平成23年3月末	27	10	37.0%		平成23年3月末	27	3	11.1%
10群馬	平成24年9月末	35	23	65.7%	34広島	平成24年9月末	23	10	43.5%
	平成23年3月末	35	17	48.6%		平成23年3月末	23	7	30.4%
11埼玉	平成24年9月末	63	39	61.9%	35山口	平成24年9月末	19	17	89.5%
	平成23年3月末	64	31	48.4%		平成23年3月末	19	15	78.9%
12千葉	平成24年9月末	54	20	37.0%	36徳島	平成24年9月末	24	24	100.0%
	平成23年3月末	54	13	24.1%		平成23年3月末	24	14	58.3%
13東京	平成24年9月末	62	55	88.7%	37香川	平成24年9月末	17	16	94.1%
	平成23年3月末	62	51	82.3%		平成23年3月末	17	15	88.2%
14神奈川	平成24年9月末	33	26	78.8%	38愛媛	平成24年9月末	20	13	65.0%
	平成23年3月末	33	27	81.8%		平成23年3月末	20	10	50.0%
15新潟	平成24年9月末	30	17	56.7%	39高知	平成24年9月末	34	15	44.1%
	平成23年3月末	30	15	50.0%		平成23年3月末	34	6	17.6%
16富山	平成24年9月末	15	10	66.7%	40福岡	平成24年9月末	60	60	100.0%
	平成23年3月末	15	4	26.7%		平成23年3月末	60	31	51.7%
17石川	平成24年9月末	19	16	84.2%	41佐賀	平成24年9月末	20	11	55.0%
	平成23年3月末	19	10	52.6%		平成23年3月末	20	8	40.0%
18福井	平成24年9月末	17	15	88.2%	42長崎	平成24年9月末	21	9	42.9%
	平成23年3月末	17	14	82.4%		平成23年3月末	21	7	33.3%
19山梨	平成24年9月末	27	25	92.6%	43熊本	平成24年9月末	45	30	66.7%
	平成23年3月末	27	25	92.6%		平成23年3月末	45	10	22.2%
20長野	平成24年9月末	77	41	53.2%	44大分	平成24年9月末	18	18	100.0%
	平成23年3月末	77	39	50.6%		平成23年3月末	18	10	55.6%
21岐阜	平成24年9月末	42	31	73.8%	45宮崎	平成24年9月末	26	13	50.0%
	平成23年3月末	42	24	57.1%		平成23年3月末	26	4	15.4%
22静岡	平成24年9月末	35	34	97.1%	46鹿児島	平成24年9月末	43	21	48.8%
	平成23年3月末	35	34	97.1%		平成23年3月末	43	13	30.2%
23愛知	平成24年9月末	54	40	74.1%	47沖縄	平成24年9月末	41	18	43.9%
	平成23年3月末	57	31	54.4%		平成23年3月末	41	19	46.3%
24三重	平成24年9月末	29	17	58.6%	全国合計	平成24年9月末	1,742	982	56.4%
	平成23年3月末	29	12	41.4%		平成23年3月末	1,750	729	41.7%

●福祉避難所指定施設別内訳(平成24年9月末時点)

都道府県名	高齢者施設	障害者施設	児童福祉施設	その他社会福祉施設	特別支援学校	小中学校・高校	公民館	公的宿泊施設	その他	合計
1北海道	157	84	0	20	2	120	43	5	22	453
2青森	147	40	0	2	0	6	0	0	1	196
3岩手	59	15	0	5	0	0	0	0	1	80
4宮城	174	23	0	7	0	0	0	1	4	209
5秋田	143	28	0	7	5	2	0	0	5	190
6山形	32	0	1	1	0	0	6	0	51	91
7福島	40	4	0	4	0	3	2	0	14	67
8茨城	51	4	60	11	1	5	16	0	27	175
9栃木	62	2	0	5	0	93	18	0	72	252
10群馬	64	49	4	22	0	8	3	0	7	157
11埼玉	293	35	13	16	11	1	70	0	14	453
12千葉	143	47	9	7	5	0	33	0	96	340
13東京	445	170	124	38	37	9	33	0	180	1,036
14神奈川	497	259	59	142	5	0	38	22	28	1,050
15新潟	94	26	4	8	0	0	0	0	10	142
16富山	81	7	0	5	4	0	0	0	7	104
17石川	186	32	5	6	0	0	0	1	6	236
18福井	123	22	16	5	0	0	0	0	5	171
19山梨	101	34	2	31	0	0	3	0	11	182
20長野	154	32	16	19	5	3	29	0	43	301
21岐阜	206	40	25	39	1	34	11	0	39	395
22静岡	421	88	36	14	10	0	1	1	15	586
23愛知	309	125	37	22	3	0	28	3	22	549
24三重	269	33	3	22	0	1	1	0	2	331
25滋賀	41	21	46	12	0	21	13	0	22	176
26京都	170	56	24	2	5	0	0	1	15	273
27大阪	228	77	6	12	0	0	4	0	13	340
28兵庫	216	20	2	254	1	4	5	1	20	523
29奈良	33	3	5	13	0	2	2	0	21	79
30和歌山	63	15	1	12	0	5	2	1	3	102
31鳥取	27	1	12	3	0	0	0	0	2	45
32島根	59	12	0	18	2	0	8	3	12	114
33岡山	36	0	0	6	0	0	0	0	2	44
34広島	98	32	2	0	0	0	0	1	6	139
35山口	60	12	0	3	2	0	2	1	21	101
36徳島	71	15	0	1	0	0	2	1	0	90
37香川	102	13	0	2	1	0	0	0	0	118
38愛媛	78	14	0	12	0	0	3	0	7	114
39高知	26	25	0	9	1	0	0	0	1	62
40福岡	157	66	5	61	0	0	57	0	24	370
41佐賀	41	8	0	16	0	0	3	0	7	75
42長崎	106	9	0	9	0	0	2	0	8	134
43熊本	73	9	3	14	0	0	9	0	15	123
44大分	157	39	1	15	1	0	4	0	11	228
45宮崎	21	3	1	8	0	0	4	1	1	39
46鹿児島	70	14	7	10	0	20	8	0	20	149
47沖縄	24	1	17	16	0	6	3	3	2	72
全国合計	6,208	1,664	546	966	102	343	466	46	915	11,256
	55.2%	14.8%	4.9%	8.6%	0.9%	3.0%	4.1%	0.4%	8.1%	100.0%
(参考) 平成23年3月末	3,818	954	469	784	70	290	411	41	709	7,546
	50.6%	12.6%	6.2%	10.4%	0.9%	3.8%	5.4%	0.5%	9.4%	100.0%

〔 参考資料 6 〕

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

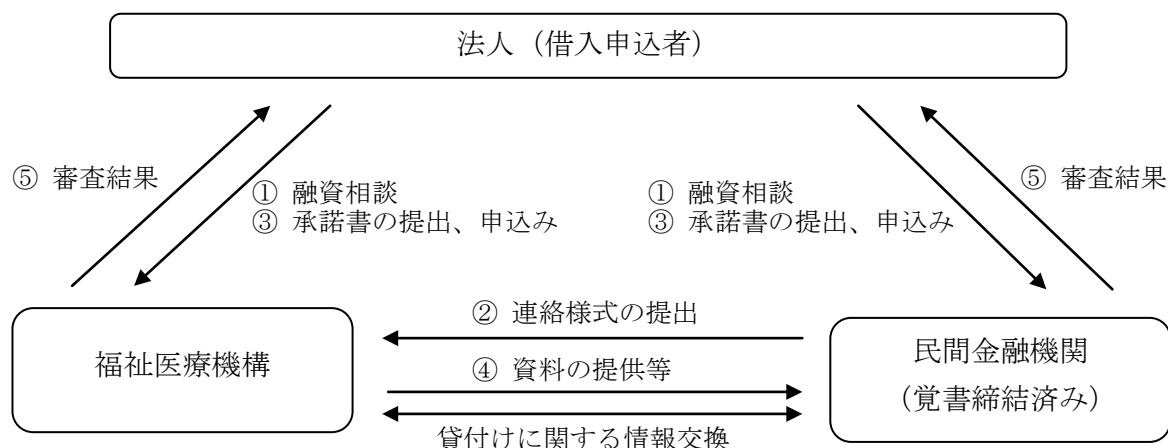
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。